

専 決 処 分 報 告

次の事件は、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のように専決処分したので、同条第3項の規定により市議会に報告し、その承認を求める。

令和5年5月18日提出

芦屋市長 高 島 峻 輔

記

芦屋市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

処分理由

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部改正に伴い、芦屋市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する必要が生じたが、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったため。

専決第3号

芦屋市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

別紙のように、芦屋市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和5年5月2日

芦屋市長 高 島 峻 輔

芦屋市条例第15号

芦屋市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年芦屋市条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| 附 則 | 附 則 |
| （新型コロナウイルス感染症に対処するための防疫手当の特例） | （新型コロナウイルス感染症に対処するための防疫手当の特例） |
| <p>5 <u>令和5年5月7日までの間</u>、職員が、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下この項及び次項において同じ。）の患者を受け入れる病院又は宿泊施設その他これらに準ずる場所として市長が指定する場所において、新型コロナウイルス感染症から住民の生命及び健康を保護するために緊急に行われる措置に係る作業であって市長が指定するものに従事したときは、防疫手当を支給する。この場合において、別表に掲げる防疫手当の規定は適用しない。</p> | <p>5 <u>当分の間</u>、職員が、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下この項及び次項において同じ。）の患者を受け入れる病院又は宿泊施設その他これらに準ずる場所として市長が指定する場所において、新型コロナウイルス感染症から住民の生命及び健康を保護するために緊急に行われる措置に係る作業であって市長が指定するものに従事したときは、防疫手当を支給する。この場合において、別表に掲げる防疫手当の規定は適用しない。</p> |
| 別表（第2条関係） | 別表（第2条関係） |

| 改正後 | | | 改正前 | | |
|----------------------------------|---|-----|----------------------------------|---|-----|
| 種類 | 支給される職員の範囲 | 支給額 | 種類 | 支給される職員の範囲 | 支給額 |
| 防疫手当～ 技術技能手 当 | (略) | | 防疫手当～ 技術技能手 当 | (略) | |
| 特殊事務手 当 | 1 <u>こども福祉部</u> の所管に係る生活 保護法（昭和25年法律第144 号）、身体障害者福祉法（昭和2 4年法律第283号）、知的障害 者福祉法（昭和35年法律第37 号）、老人福祉法（昭和38年法 律第133号）、児童福祉法（昭 和22年法律第164号）及び母 子及び父子並びに寡婦福祉法（昭 和39年法律第129号）に基づ く現業の業務又は青少年愛護セン ター及び上宮川文化センターの所 管に係る保護若しくは指導の業務 に従事した職員 | (略) | 特殊事務手 当 | 1 <u>福祉部及びこども・健康部</u> の 所管に係る生活保護法（昭和25 年法律第144号）、身体障害者 福祉法（昭和24年法律第283 号）、知的障害者福祉法（昭和3 5年法律第37号）、老人福祉法 （昭和38年法律第133号）、 児童福祉法（昭和22年法律第1 64号）及び母子及び父子並びに 寡婦福祉法（昭和39年法律第1 29号）に基づく現業の業務又は 青少年愛護センター及び上宮川文 化センターの所管に係る保護若し くは指導の業務に従事した職員 | (略) |
| | 2～6 (略) | | | 2～6 (略) | |
| 教員特殊業 務手当～年 末年始等特 別勤務手当 | (略) | | 教員特殊業 務手当～年 末年始等特 別勤務手当 | (略) | |

附 則

この条例は、令和5年5月8日から施行し、この条例による改正後の別表の規定は、令和5年4月1日から適用する。

参 照

芦屋市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（以下「感染症法施行規則」という。）の一部改正に伴い、所要の改正を行ったもの。

2 改正の内容

- (1) 感染症法施行規則の一部改正により、令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症が5類感染症と規定されることに伴い、職員の特種勤務手当の支給における新型コロナウイルス感染症への対処に係る防疫手当の特例措置の適用期間を、令和5年5月7日までとする。
- (2) 組織改正に伴う名称の改正

3 施行期日等

令和5年5月8日から施行し、2(2)の規定は令和5年4月1日から適用する。